

坂東市教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	坂東市教育委員会
任命権者	坂東市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。なお、必要に応じて計画の見直しを行う。
坂東市教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>坂東市教育委員会は、関連事業所として特例認定を受けている坂東市市長部局との合算値により、これまで法定雇用率を達成してきた。</p> <p>しかしながら、障害者である職員の活躍と雇用の定着のためには、引き続き、体制整備や各種取組が必要であるため、本計画を策定する。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点）</p> <p>各年度、当該年6月1日時点の法定雇用率以上（特例認定による市長事務部局との合算値）</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.65%</p> <p>令和6年12月1日時点の実雇用率：3.00%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
③キャリア形成に関する目標	<p><b>【障害者が担当する職務の拡大】</b></p> <p>1～2項目の新たな業務を開拓する。</p> <p>（評価方法）人事記録等を基に把握・進捗管理</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体	<p>○障害者雇用推進者として教育部長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、</p>

制整備	<p>障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、アンケート等を通じて、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○時差出勤制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や、療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>